

# 水道料金のしくみ

# 1 料金体系のしくみ(基本料金と従量料金)

## 【 二部料金制 】

### 基本料金

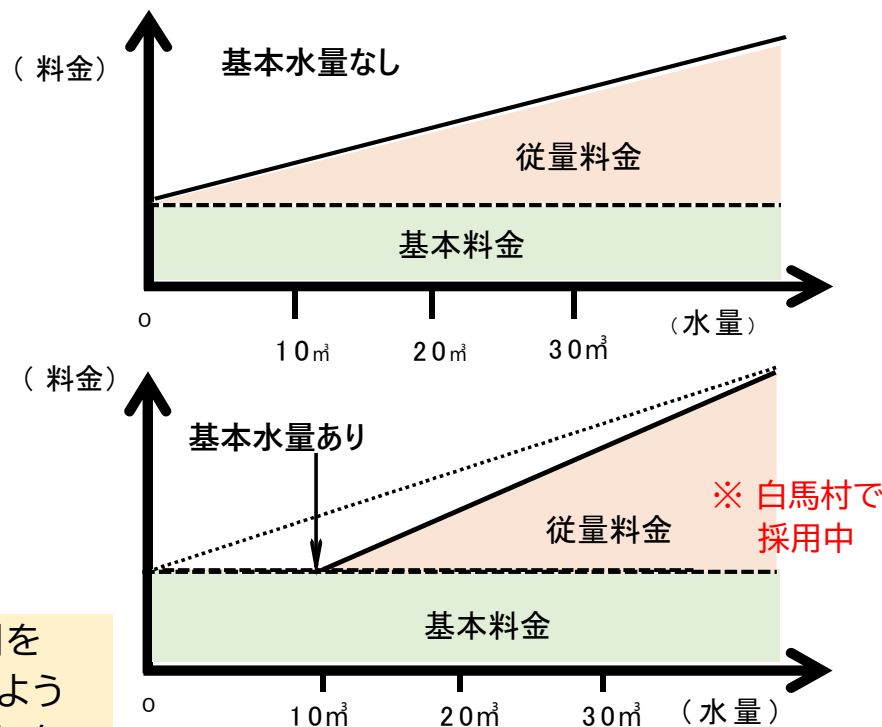
水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。

### 従量料金

実使用水量に単価を乗じて算定し徴収される料金です。

### 【基本水量とは】

公衆衛生上の観点から、風呂やトイレの使用を控えるといった過度な節水意識が働かないよう一般の方に積極的に水道を使ってもらうことを目的に、基本料金に一定分の使用量を含める料金体系のことで、この基本料金に含まれている水量を「基本水量」といいます。



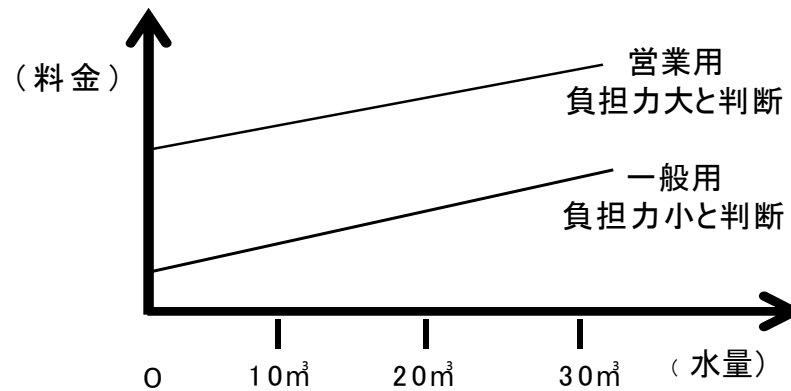
## 2 基本料金の種類(用途別と口径別)

### 用途別

水を使用する用途(負担力)に応じて、一般用、営業用、工事用など用途別に価格差を設ける体系です。

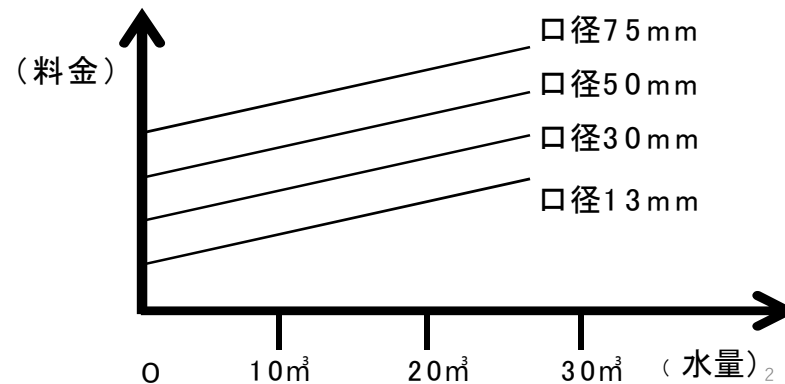
※白馬村で採用中

(別荘とそれ以外に区分)

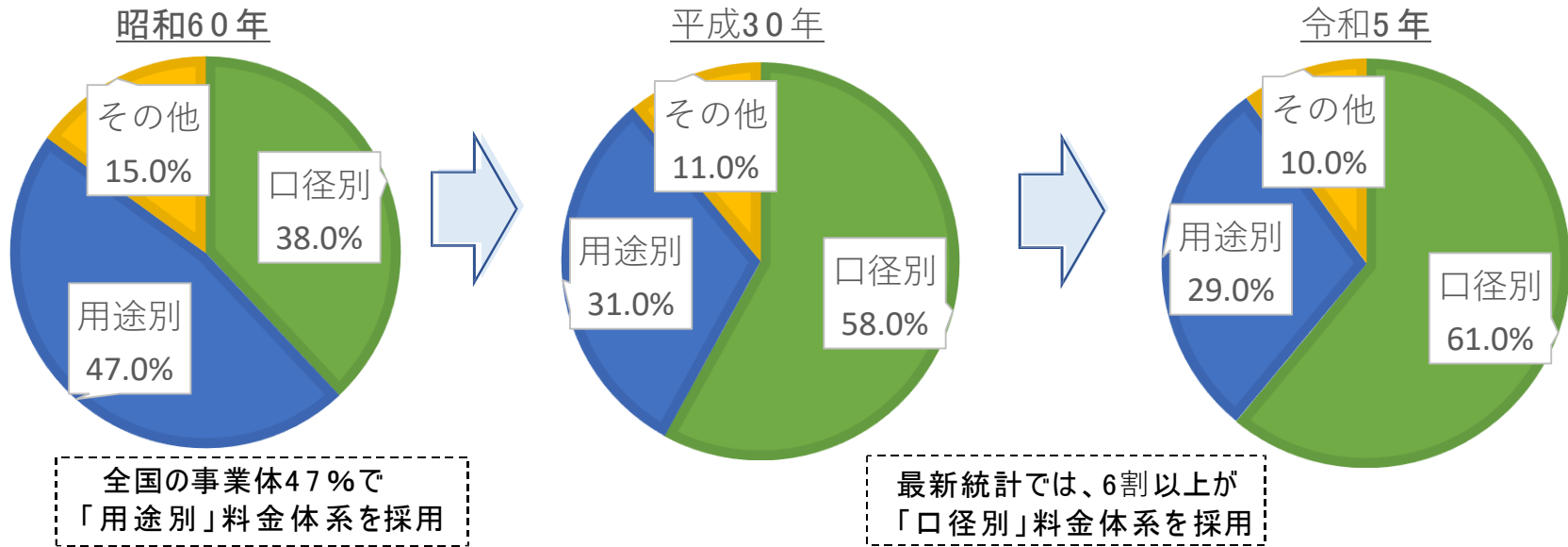


### 口径別

大きな口径ほど一度に多くの水を使用することができますが、施設への費用負担が大きくなるため、口径の大きさに応じて価格差を設ける体系です。



### 3 基本料金の種類(用途別と口径別の採用状況)



※グラフは全国の事業体の統計数値であり、日本水道協会「水道料金表」各年度版より作成

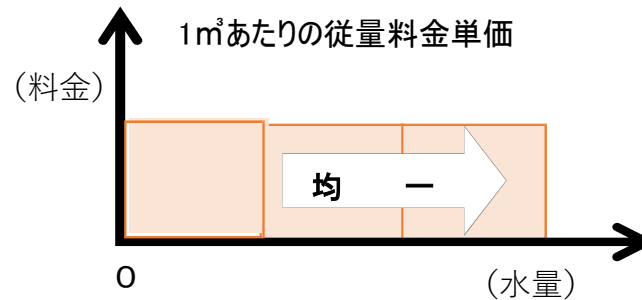
「用途別」から「口径別」へ移行する傾向に

施設の整備を進めている時代は、一般生活用の利用を増やすため「用途別」が主流でしたが、全国的に「用途別」から能力に応じた「口径別」の負担が主流になってきました。

## 4 従量料金の種類(均一型・逦増型・逦減型)

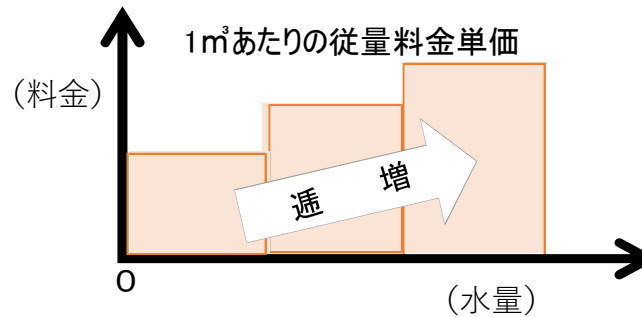
### 均一型

使用量の増加によらない、従量料金単価が一定の料金設定です。



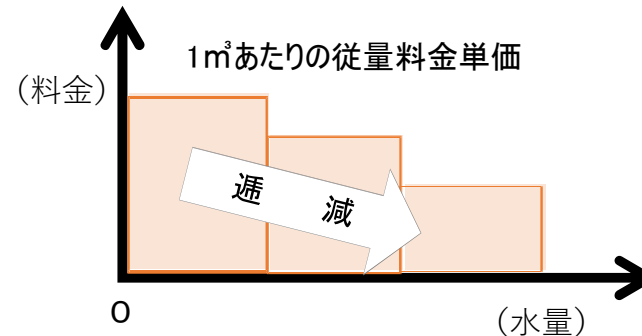
### 逦増型

使用量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金設定です。



### 逦減型

使用量の増加に伴い、従量料金単価が低額となる料金設定です。



## 5 料金算定の基本的な考え方

水道料金算定要領 日本水道協会発行

⇒ 標準的な水道料金の算定の考え方を示したものです。

算定要領では次の考え方を推奨しています。

- ◆ 口径別料金体系が望ましい
- ◆ 従量料金は単価均一型(逦増でも逦減でもない)
- ◆ 基本水量は付与しない

## 6 料金算定に関する法令

### 独立採算の原則

◆地方公営企業法第17条の2第2項

➡原則、公営企業の経営に伴う収入(水道料金)をもって運営を行う。

### 水道料金の決定原則

◆水道法第14条第2項

➡料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

◆水道法施行規則第12条

➡料金が、概ね3年を通じて財政の均衡を保つことができ、明確な根拠に基づき設定されたものであること。

➡水道の利用者相互間の負担の公平性を勘案して設定されたものであること。

# 白馬村の水道料金



# 1 現行の水道料金表

【白馬村水道料金表】(適用:平成31年10月分より)

料 金	基本料金(1か月につき)		従量料金	
	基本水量	金額	使用水量	金額 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般用住宅	5 m <sup>3</sup> まで	1, 2 0 0 円	6 m <sup>3</sup> ～3 0 m <sup>3</sup> まで	1 4 0 円
営業及び兼用			3 1 m <sup>3</sup> ～7 0 m <sup>3</sup> まで	1 6 0 円
官公署及び学校用				
アパート・寮用				
車庫・倉庫用			7 1 m <sup>3</sup> 以上	1 7 0 円
グラウンド・その他用				
別 荘	5 m <sup>3</sup> まで	2, 2 0 0 円	同 上	同 上

※水道料金:上記の水道料表により算定した金額×消費税10%を加算(10円未満切り捨て)

## 【メーター器使用料金】

口径(mm)	月額
13	1 0 0 円
20	1 8 0 円
25	2 1 0 円
30	2 8 0 円
40	3 6 0 円

## 【水道料金の算出例】

一般住宅(水道メーター口径13mm)が、月に20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金

$$1,200円<基本料金5m^3> + 2,100円<従量料金15m^3> + 100円<メーター使用料> + 340円<消費税> = \mathbf{3,740円}$$

## 【現行の料金設定】

	基本料金種類	従量料金種類	その他
白馬村	用途別	逓増型	基本水量付き(5m <sup>3</sup> )

## 2 - ① 検討のポイント 口径別と用途別の選択

### 口径別 (流量比)

13ミリ(1.00)
20ミリ(2.51)
30ミリ(5.95)

口径毎に基本料金を設定

### 用途別

13ミリ
20ミリ
30ミリ

用途が同じなら基本料金も同じ

#### 【口径別】

使用可能水量(メーター口径)に着目して基本料金を設定する手法です。

口径が小さいほど少ない料金となります。

#### 【用途別】

用途によって基本料金を設定する手法です。

用途が同じなら使用可能水量が大きくても小さくても同じ料金となります。

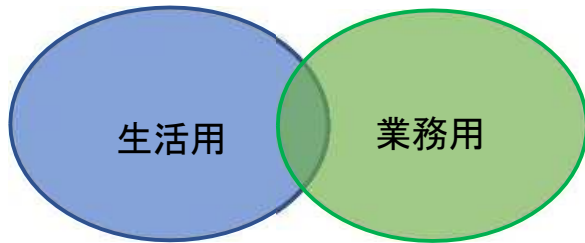
(口径別水道メーターの基本料金 차이 이미지 図)



口径別料金体系を選択したい

## なぜ口径別か・・・

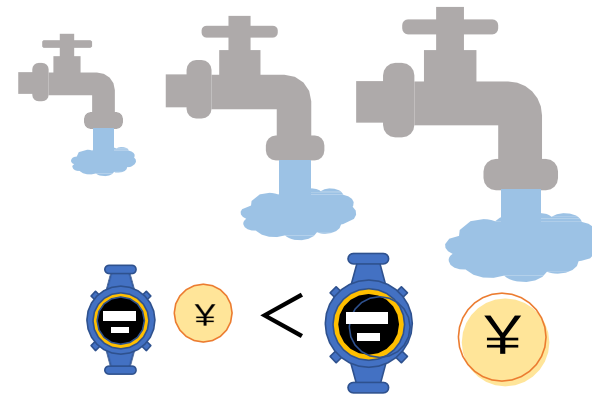
### 用途別 「何に使うか」



使用の用途区分ごとに、均等に基本料金を負担し合うため、業務用を例にすると、小規模事業者も大規模工場も同じ基本料金になります。

⇒一度に多くの水を利用するには、設備投資コストがかかりますが、その価格差を料金に反映することができません。

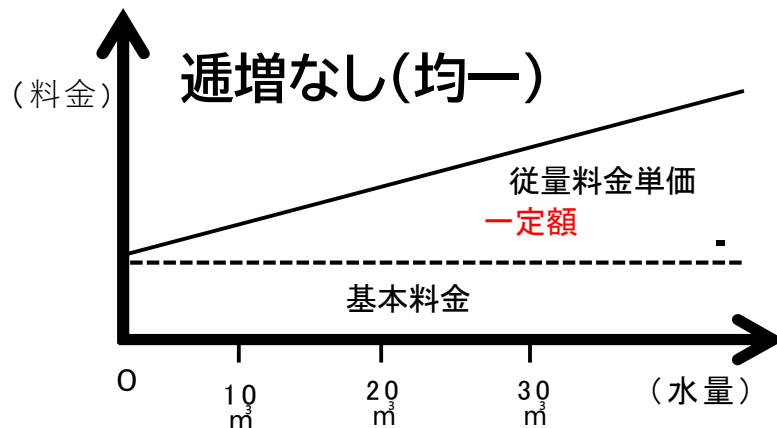
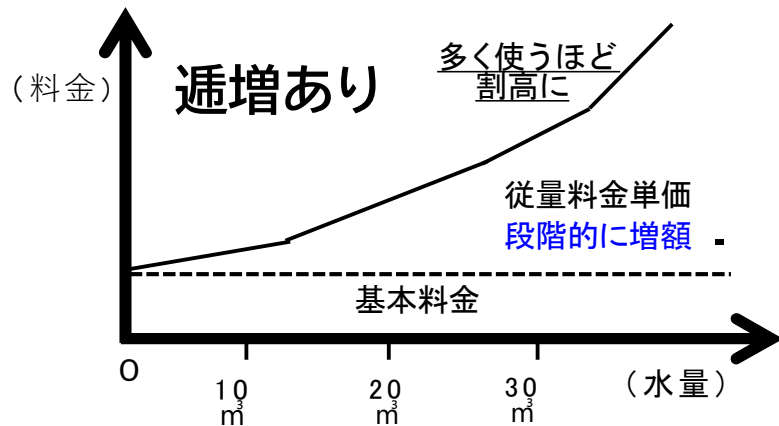
### 口径別 「一度にどのくらい使えるか」



大きな口径ほど、一度に多くの水を使用できるため、利便性が増しますが、設備投資コストが大きくなります。

⇒水道使用に対する利便性や設備投資に見合う料金設定が可能となり、料金区分の考え方が明確になります。

## 2-②検討のポイント 均一型と逓増型の選択



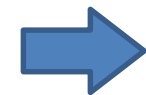
**水道拡張の時代は**  
水資源確保のため、従量料金を段階的に上げて、大口利用者の水の使いすぎを抑制していました。



**現在は**  
水需要が減少し、供給能力も確保された今、新たな料金を考えるには逓増型からの見直しが必要となっています。



均一型に統一することにより、時代に合った単価設定へ

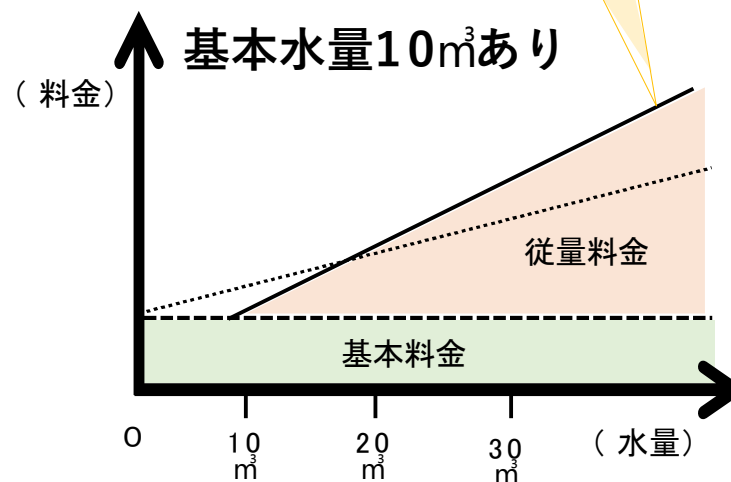
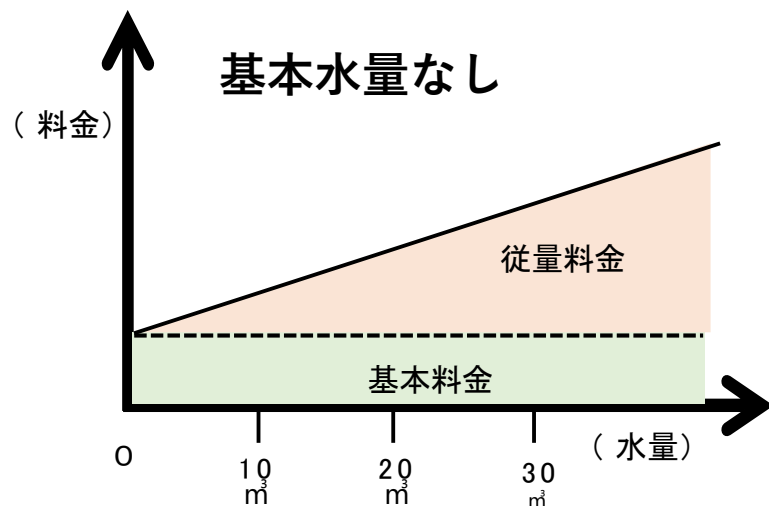


**未定**

## 2 - ③ 検討のポイント 基本水量の有無の選択

「基本水量」とは、基本料金として徴収される料金の中に含まれる使用水量分のことです。

従量料金の勾配が急になります。  
(基本水量なしより従量料金単価が高くなる)



従量料金が徴収されるのは 10 m<sup>3</sup> 超から

➡ 未定

## 基本水量取扱いに関する考え方の変革

### S42年 水道料金算定要領【水道普及率向上を目指す時代】

小口径給水管の使用者群に対しては、基本水量を付与するものとし、概ね10 m<sup>3</sup>が適当であるとされてきました。

背景：公衆衛生向上の観点から、一般生活用の加入者を優遇し、加入を促進する目的がありました。

(改訂)

### H9年 水道料金算定要領【水道普及率が向上してきた時代】

今まで基本水量を付与していた料金は、料金の激変に対して考慮しながら基本水量の解消を図るものとする。

背景：普及率が向上し、加入を促進するという目的は達成しつつあるため、サービス部分であった基本水量をなくしていきたいという考え方があります。

### 3 白馬村の水道料金の現状(令和4年度数値より)

- ◆ 口径別にみると…  
13mmが全体の約75%を占める。  
次いで口径20mmと口径25mmが約12%ずつ、全体の約24%を占める。
- ◆ 用途別にみると…  
住宅が全体の約58%を占める。  
次いで営業用が全体の約31%、別荘が約6%を占める。
- ◆ 1か月の使用水量は…  
10m<sup>3</sup>以下が全体の50%を占める。  
次いで11～20m<sup>3</sup>が全体の約25%を占める。
- ◆ 県内の類似団体や大北管内等と比べて…  
使用水量が多くなるほど、料金は安くなる傾向にある。